

土佐清水市に祖先の墳墓がある証明について

墓地	説明
土佐清水市立墓地の場合	<p>土佐清水市が交付している「墓地使用許可書」または「墓地使用権継承許可書」を提出してください。</p> <p style="color: red;">※上記の許可書は再交付していません</p>
民営墓地や法人墓地の場合	<p>墓地の管理者に、問い合わせのうえ、証明書を付けてください。</p> <p style="color: red;">※証明書に次の①～④すべての記載があれば、様式の指定はありません</p> <p>① 証明年月日 ② 墓地名（●●地区共同墓地、●●靈園など） ③ 墓地使用者の氏名 ※申請者と同一であること ④ 墓地管理者名（地区会、法人、寺院など） ※管理者の印が押印されていること</p>
個人経営墓地の場合	<p>個人所有の土地にお墓を建てている個人経営墓地は、次のいずれかの方法で証明してください。</p> <p>① 墓地の経営許可書の提出 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 28 年）または土佐清水市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成 18 年）に則り、個人経営墓地の申請をしている墓地は、土佐清水市が交付している「墓地の経営許可書」を提出してください。</p> <p>② 現地調査 上記の法令及び条例の施行開始以前より、先祖代々、個人経営を行っている墓地などは、市担当者が現地調査等のうえ、判断します。 ※必要に応じて故人ととの相続関係確認のため、戸籍謄本等を提出していただきます</p>